

がけ崩れ

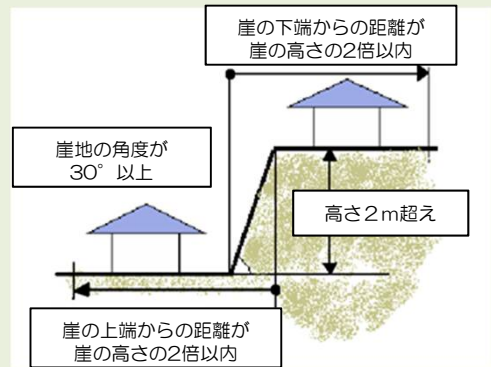
あなたのお住まいは安全ですか？

がけ崩れ等の危険から住民の生命や財産を守るため、がけ地に近接する危険住宅の除却等に要する費用の一部を補助します。

補助対象となる住宅(危険住宅)

次の(ア)から(エ)までのいずれかの区域に存する既存不適格住宅(現に居住の用に供されているものに限る。)、(オ)の区域に存する既存の住宅(特定都市河川浸水被害対策法第68条に基づき(オ)の区域について定められた許可の基準に適合しないものに限る。)又は(ア)から(キ)までのいずれかの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等(ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過しているものに限る。)を行った住宅

- (ア) 2mを超える崖に近接(右図参照)
- (イ) 急傾斜地崩壊危険区域
- (ウ) 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域
- (エ) 土砂災害特別警戒区域
- (オ) 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
- (カ) 土砂災害特別警戒区域の指定が見込まれる区域
- (キ) 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域



補助内容

項目	内容	限度額
除却等費	危険住宅の撤去費及び移転に要する費用	97万5千円
建物助成費	次の借入の利子相当額(年利率8.5%を限度)	① 住宅建設 465万円
	① 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む)及び改修	② 土地取得 206万円
	② 土地取得 ③ 敷地造成	③ 敷地造成 60万8千円

注意事項

- ・申請者が市税を滞納している場合は、補助の対象になりません。
- ・補助金交付決定前に撤去や移転に着手した場合は、補助の対象になりません。

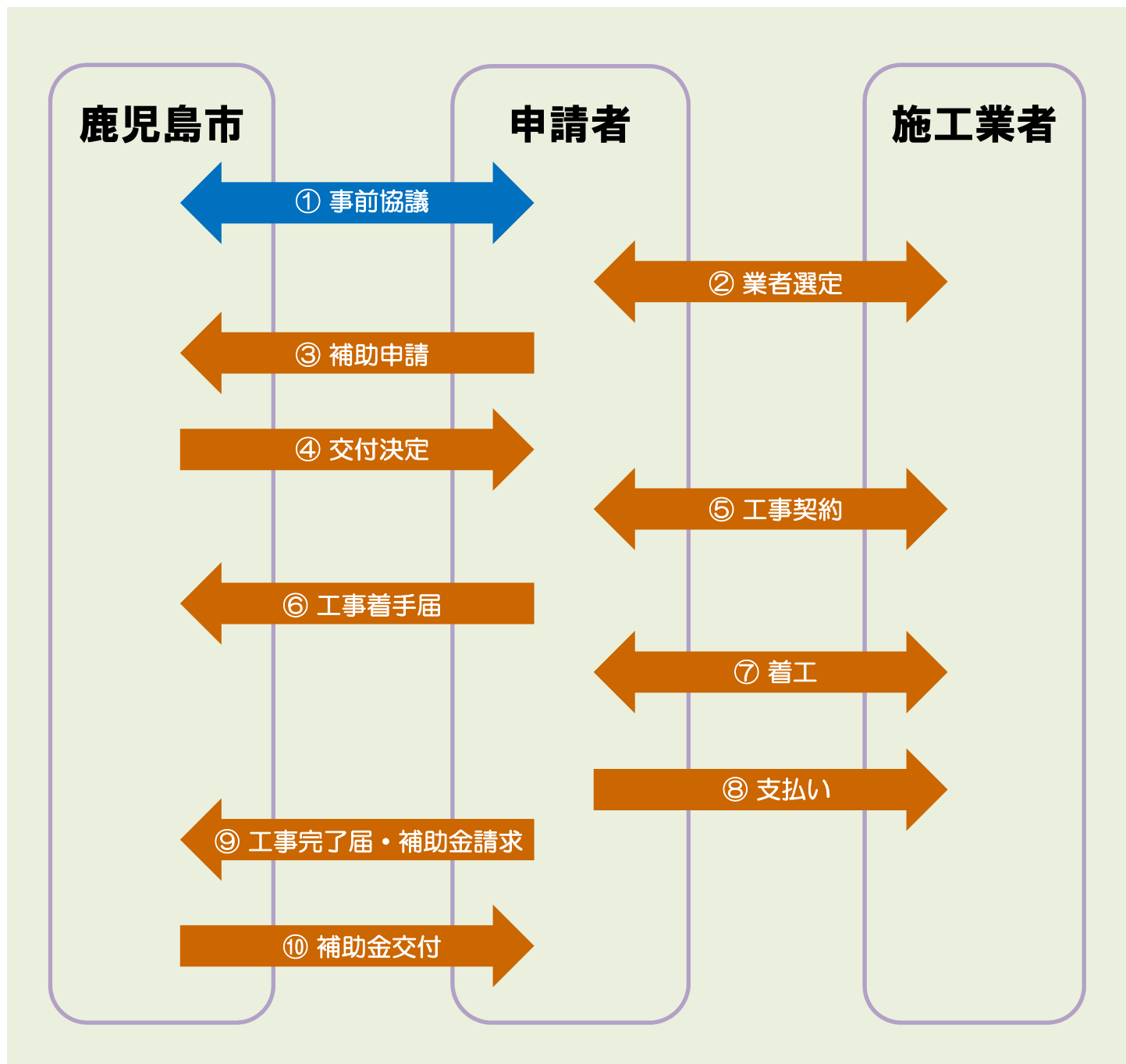
問合せ先

鹿児島市建築指導課(市役所東別館4階)

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389

メール kenshido@city.kagoshima.lg.jp

がけ地近接等危険住宅移転事業 手続きの流れ



事前協議

補助の申請には事前協議が必要です！

相談地の場所がわかる書類、崖の状況がわかる写真を持って、
建築指導課へお越しください。

【その他】

高齢者が居住する危険住宅移転のために、住宅金融支援機構の親子リレー返済や民間金融機関の融資を受ける方（当該高齢者の子等）も補助対象者となります。